

○福岡都市圏南部環境事業組合行政財産使用料条例

平成25年3月28日
条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、他に特別の定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第225条の規定に基づき、同法第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用につき徴収する使用料について、必要な事項を定めるものとする。

(使用料の額)

第2条 使用料は、次に定める額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

- (1) 当該土地の適正な価額に100分の3を乗じて得た額以上を年額とする。ただし、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第8条に規定する土地の貸付けに係る使用料は、本文の規定により得た額に100分の108を乗じて得た額以上を年額とする。
- (2) 当該建物の適正な価額に100分の7を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額以上を年額とする。
- (3) 前2号によることが不相当と認められる場合は、前2号に掲げる額と均衡を失しない範囲において管理者が定める額とする。

(使用料の減免)

第3条 使用料は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを減免することができる。

- (1) 本組合が主催又は共催する行事のために使用するとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するために使用させるとき。
- (3) 地震、火災、水害等の災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急収容施設として使用するとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要と認めるとき。

(使用料の徴収)

第4条 使用料は、行政財産の使用を開始する前に徴収する。ただし、使用の期間が1月以上の場合において月額又は年額により使用料を定めたときは、当該月又は年度内において管理者が指定する日までに徴収することができる。

(使用料の還付)

第5条 納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

- (1) 組合の都合により許可を取り消したとき。
- (2) 地震、火災、水害等の災害により当該行政財産を使用できなくなったとき。

(3) その他管理者が必要と認めるとき。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年4月1日以後の使用に係る使用料で、同日前に徴収するものについては、なお従前の例による。